



今号のトピックス

「年金待機者登録通知書」とは

一般組合員が退職した場合、又は一般組合員が短期組合員に組合員種別を変更した場合には、退職手続きをとっていただくことで、将来の年金決定のための記録（組合員期間、標準報酬月額等）を登録します。登録が完了した方には、公立学校共済組合本部より「年金待機者登録通知書」を送付します。

「年金待機者登録通知書」に記載されている「年金待機者番号」は、年金相談等の際に必要となりますので、大切に保管してください。



年金待機者登録通知書

今年 年 月 日

公立学校共済組合本部

公立学校共済組合の年金待機者として、組合員期間を次のとおり登録しましたのでお知らせします。

組合員期間	標準報酬月額	期間月数
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
年 月 日から 年 月 日まで		月
合計		月

この「年金待機者登録通知書」は、年金の請求を行う際に必要となりますので、そのときまで保管していただきますようお願いいたします。
この通知書についてご不明な点がある場合は、公立学校共済組合本部又は退職時に所属されていた支部までお問い合わせください。

退職年金（年金払い退職給付）とは

退職年金は、地方公務員の退職給付の一部として設けられた積立方式による年金です。毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率と利息を累積した「給付算定基礎額」を基に年金額を決定します。

ご自身の「給付算定基礎額」については、毎年7月下旬に本部より送付している「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご確認ください。

なお、対象は一般組合員であり、短期組合員には適用されません。

受給要件

- ①～③の全てに該当したときに請求することができます。
- ①平成27年10月以後の1年以上引き続く一般組合員期間があること
(平成27年10月をまたいで1年以上引き続く期間も含みます。)
- ②65歳以上であること
- ③退職していること（一般組合員資格を喪失していること）

受給方法

退職年金の半分は「有期退職年金」、半分は「終身退職年金」として支給されます。

有期退職年金の支給期間は20年ですが、10年または一時金を請求時に選択できます。

ただし、給付事由の発生から6カ月経過後に請求した場合、有期退職年金の支給期間の選択はできず、20年となります。



年金見込額を知るには

●ねんきん定期便

毎年誕生月下旬に、一般組合員の方へ年金加入期間や老齢年金の種類と見込額に関する情報をお送りしています。公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。

住所変更された方について、「ねんきん定期便」が郵送されず「あて所不明」等で返送されるケースが頻発しています。住所変更された方は、当支部へ住所変更の手続きを行っていただくとともに、郵便局に対しても「転居・転送サービス」の手続きを行ってください。

■35歳、45歳、59歳の方（封書による送付）

●59歳

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものとして計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況

●35歳、45歳

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況

■35歳、45歳、59歳以外の方（はがきによる送付）

●50歳以上

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものとして計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

●50歳未満

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

料金後納郵便

親展

101-0064
東京都千代田区 神田駿河台
2-9-5

公立 太郎様

2 -8MS42K0000001#

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
http://www.kouritu.go.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※電話によるお問い合わせは、正確にお答えするための都合上、
お問い合わせいただく回数に限りがあります。ご理解ください。
※電話によるお問い合わせは、正確にお答えするための都合上、
お問い合わせいただく回数に限りがあります。ご理解ください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(※に貼られている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)	船費保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く) 93月 第3号被保険者 55月 国民年金 計 148月	0月	396月	0月	396月

厚生年金保険 (b)

一給厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金 (私立学校の教職員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計
181月	67月	0月	248月

① 第1号被保険者 (未納月数を除く) 欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の納付期間の月数も改めて表示しています。
② (a) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間 (任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は必ずしも0月とは限りません。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

受給開始年齢	61歳～	64歳～	65歳～
(1) 国民年金			老齢基礎年金 686,758円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢厚生年金
一給厚生年金期間	390,744円 (国民年金部分) 390,744円 (船費保険) 264円	390,744円 (国民年金部分) 390,744円 (船費保険) 264円	390,744円 (国民年金部分) 390,744円 (船費保険) 264円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	299,193円 (国民年金部分) 299,193円 (船費保険) 137円	299,193円 (国民年金部分) 299,193円 (船費保険) 137円	299,193円 (国民年金部分) 299,193円 (船費保険) 137円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	15,417円 (国民年金部分) 15,417円 (船費保険) 0円	15,417円 (国民年金部分) 15,417円 (船費保険) 0円	15,417円 (国民年金部分) 15,417円 (船費保険) 0円
(1)と(2)の合計	390,744円	705,354円	1,392,513円

① 老齢年金の受給開始年齢は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものとして決定し、60歳を超えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変動します。
② 国民年金の受給開始年齢に満たない場合や特定期間を有している場合は、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間もお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、私学共済厚生年金期間には日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
③ 国家公務員と地方公務員の双方にお勤めになった方は、それぞれ加入期間を合計して計算しています。
④ 半期加入期間に加入した場合は、国民年金の受給開始年齢及び船費保険料納付による経済的納付期間 (共済年金) ※を改めて表示しています。
⑤ 老齢厚生年金一給 (平成27年9月以前) の金額は、老齢厚生年金の給付標準と同等で計算した金額に、別に定められた給付標準を乗じて計算した金額を加算したものが表示されており、この加算額を「加算給付部分」といいます。老齢厚生年金一元化の期間 (平成27年9月以前) については別途「経済的納付期間 (共済年金)」として当共済組合から支給されます。半と支給のかわり「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

50歳以上の方は、現在の加入条件で60歳まで加入し続けた場合の見込額が記載されています。